

県の組織改正について (消費者行政関係)

長野県くらし安全・消費生活課

■ 本庁課・室の改編及び現地機関の名称変更

1 県民協働課及び消費生活室の改編

消費生活に加え、交通安全、防犯など安全・安心なまちづくりを推進するため、県民協働課及び消費生活室を改編し、「くらし安全・消費生活課」を設置

平成 26 年 4 月	平成 27 年 4 月 (改正後)
<p>県民協働課</p> <ul style="list-style-type: none"> — 協働・NPO係 — 交通安全対策係 <p>※交通事故相談所を付置</p> <p>消費生活室</p> <ul style="list-style-type: none"> — 企画指導係 — 相談啓発係 	<p>県民協働課</p> <ul style="list-style-type: none"> — 協働・NPO係 <p>くらし安全・消費生活課</p> <ul style="list-style-type: none"> — 企画指導係 — 相談啓発係 — 交通安全対策係 — <u>防犯担当 (新設)</u> <p>※交通事故相談所を付置</p>

2 消費生活センターの改称

市町村において設置が進んでいる消費生活センターとの混同を避けるとともに、広域を所管していることが県民の皆様に分かりやすい名称に変更

平成 26 年 4 月	➡	平成 27 年 4 月 (改正後)
長野消費生活センター		北信消費生活センター
松本消費生活センター		中信消費生活センター
飯田消費生活センター		南信消費生活センター
上田消費生活センター		東信消費生活センター